

大東市請負工事施工体制把握要領

(目的)

第1条 本要領は、「建設業法の一部改正する法律」(平成6年法律第63号)により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」(以下「適正化法」)の適用対象となる公共工事は、発注者へその写しの提出等が義務づけられ運用されてきました。

さらに、「建設業法の一部を改正する法律」(平成26年法律第55号)により、平成27年4月1日から、公共工事については、下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務づけられることとなりました。

これらの的確な運用に資するため監督業務において市が発注した公共工事の施工体制の把握について、点検事項を定め公共工事現場の適正な施工体制に資することを目的とする。

(適用対象)

第2条 点検事項のうち、主任技術者および監理技術者の専任に関する点検は建設業法第26条第3項に該当する建設工事及び建設業法施行令第27条第1項に該当する、請負金額が4500万円以上(建築一式工事は、9000万円以上)のものについて行う。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成及び提出が義務づけられることとなり、下請契約を締結する全てについて点検を行う。

(施工体制の点検等)

第3条 前条に該当する工事の適正な施工体制の確保のために、施工体制の点検は当該工事を担当する監督職員が行う。

2 当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を、様式第1号「施工体制点検表」により行うものとする。

3 施工体制点検表の作成時期は、工事着手前および施工中は概ね1ヶ月に1回とする。

(点検内容の報告)

第4条 監督職員等は、点検の内容を施工体制点検表により、当該工事の工事担当課長に報告するものとする。

2 工事担当課長、検査担当課長ならびに契約担当課長から点検内容の報告を求められた場合は、監督職員は施工体制点検表を提出しなければならない。

(是正措置)

第5条 監督職員は、第3条に基づく点検を行った結果、不適切な事項があった場合には、工事担当課長に報告し、是正指導等必要な措置を講ずるものとする。

(建設業法違反に係る事案の対応)

第6条 工事担当課長は、請負者が前条による指導に従わない場合は、契約担当課長へ速やかに報告を行う。

(建設業許可官庁等への通知)

第7条 市長は、適正化法第11条の規定に該当すると疑うに足る事実があるときは、請負者が建設業の許可を受けた行政庁等にその事実を通知するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 監督職員は、現場における施工体制の点検等を通じて請負者に不適切な事項があった場合は、その内容および改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させるものとする。

(付 則)

この要領は、平成16年4月1日から施行するものとする。

(付 則)

この要領は、決裁の日から施行し、令和7年2月1日から適用するものとする。